

平成27年1月15日

乗務員の私用携帯電話使用の再発防止の取り組みについて

昨年9月22日、特急列車の運転士が乗務中に私用の携帯電話を扱っていた事実が判明した
ことについて、再発防止の取り組みをお知らせします。

- 1 私用携帯電話の取扱いについての再指導を目的に、全乗務員1,487名（運転士1,077名
車掌410名）に対し個人面談を実施しました。

○ 個人面談結果

列車走行中に私用携帯電話を使用して、通話、発信、メール等の書き込み・送信を行
った者はいませんでした。

その他に、列車走行中に私用携帯電話で着信の確認及びアラームの操作等をした者の
内訳は以下のとおりです。

| | 「就業規則」 改正以降 | 運転免許の行政処分基準 明確化以降 | 私用携帯電話について 取扱を定めた以降 |
|-------|----------------|----------------------|------------------------|
| | H26/4/1～ | H22/10/1～H26/3/31 | H16/3/13～H22/9/30 |
| 運 転 士 | 0 名 | 2 名 | 1 名 |
| 車 掌 | 3 名 | 4 5 名 | |

これらのうち、就業規則に「故意に鉄道の安全運行を阻害する行為を行った場合は、
厳しく懲戒する」旨を明記した平成26年4月1日以降に着信の確認及びアラームを操作
した車掌3名、動力車操縦者運転免許の行政処分の基準が明確化された平成22年10月1
日～平成26年3月31日の間に着信の確認をした運転士2名、計5名については、いずれ
も社内の指導に反する行為であり懲戒処分の対象とし、厳重注意処分としました。

なおその他、社内で乗務中の私用携帯電話の取扱いについてルールを定めた平成16年
3月13日以降、列車走行中に着信の確認やアラームの操作等を行った運転士1名、車掌
45名については、箇所長から厳しく指導いたします。

- 2 全乗務員が、乗務中は私用携帯電話を専用のケースに入れて所持することとし、私用
携帯電話の保管場所を明確化することにより、ポケット等に入れて安易に使用するこ
とを防止します。



専用ケースのイメージ